

利用料

就労継続支援 B 型事業所・生活介護事業所の通所に係る利用料は以下のとおりです。

項 目	内 容	
1. 関係法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条	
2. 利用料	上記の法に基づき、原則 1 割（ただし、負担軽減有り。）	
3. 負担軽減 内容	区 分	負担上限月額
	① 低所得（市民税非課税世帯）	0 円
	② 市民税課税世帯（所得割 16 万円未満）	9,300 円
	③ 上記以外	37,200 円

※所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者	障がいのある方とその配偶者